

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本法制学会（以下「この法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（退職慰労金）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は月額報酬と役員賞与とする。

- 2 理事長の月額報酬と年額は、理事会が額を決定する。
- 3 理事長以外の理事の月額報酬と年額は、別表に基づき理事長が額を定める。
- 4 職員兼務役員の月額報酬は、職員の賃金規程に基づき職員給与として支給し、役員報酬としては第4条に基づき役員報酬と、第5条に基づき役員賞与を支給する事ができる。

(役員報酬)

第4条 職員兼務役員には職員給与と別に役職手当を支給する事ができる。役員報酬は、その勤務形態・職責度に応じて、別表に基づき理事長が決定し、職員給与の支払日に支払う。

- 2 役職手当は、その職位に任ぜられた月から免ぜられた月まで毎月支給する。

(通勤手当の取扱)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支払日に支払う。

- 2 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支払う。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で支払うものとする。

(報酬等の支給)

第7条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の退職に当たっては、評議員会において別に定める役員退職金規程に基づき、その任期に応じ退職手当（退職慰労金）を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第8条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表「常勤役員俸給表」のとおりとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は別表「常勤役員俸給表」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給)

第9条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする（賃金規則）に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第10条 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支払う。

- 2 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で支払うものとする。

(費用)

第11条 この法人は、役員及び評議員（役員等）がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本法制学会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位：円)

号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	600,000
2	150,000	12	650,000
3	200,000	13	700,000
4	250,000	14	750,000
5	300,000	15	800,000
6	350,000	16	850,000
7	400,000	17	900,000
8	450,000		
9	500,000		
10	550,000		